

被用者保険の適用拡大等への対応状況

令和4年10月12日
厚生年金保険部

1 改正の概要

- 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）が令和2年6月5日に公布された。
令和4年10月1日より施行される主な改正事項は下表のとおり。

改正事項	改正の概要
短時間労働者の適用拡大	<p>【現行（平成28年10月～）】</p> <p>○従業員数が常時500人超の企業で、下記の適用要件を満たす短時間労働者に適用拡大。 （1）週労働時間20時間以上 （2）月額8.8万円以上（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等含まない） （3）勤務期間1年以上見込み （4）学生は適用除外</p> <p>【改正後（令和4年10月～）】</p> <p>○従業員数が常時100人超の企業で、適用要件を満たす短時間労働者に適用拡大。（令和6年10月以降は常時50人超の企業へ適用拡大）</p> <p>○短時間労働者の適用要件のうち、「<u>勤務期間1年以上見込み</u>」を撤廃する。（フルタイムの被保険者と同様の勤務期間要件を適用）</p>
適用事業所範囲の見直し （土業の適用業種追加）	<p>○厚生年金保険の強制適用事業所となる、常時5人以上の従業員を使用する適用業種（法定16業種）に<u>土業（※）</u>を追加する。</p> <p>※ 弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士</p>
適用除外要件の見直し	<p>○これまでは2カ月以内の期間を定めて雇用される者は適用除外とされていたが、令和4年10月以降は、<u>当初の雇用期間が2カ月以内であっても、当該期間を超えて使用されることが見込まれる場合（※）は、雇用期間の当初から被保険者とする。</u></p> <p>※ 具体的には、就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されている場合や同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき使用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて使用された実績がある場合。（ただし、2月以内で定められた最初の雇用契約期間を超えて使用しないことについて労使双方が合意している場合を除く）</p>

- 被用者保険の適用拡大には、①被用者にふさわしい保障の実現、②働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築、③社会保障の機能強化という3つの意義がある。

①被用者にふさわしい保障の実現

- 被用者でありながら国民年金・国民健康保険加入となっている者に対して、被用者による支えあいの仕組みである厚生年金による保障（報酬比例の上乗せ給付）や、健康保険による保障（病気や出産に対する傷病手当金や出産手当金の支給）が確保される。
- 保険料についても、被用者保険では労使折半の負担となる。

②働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築

- 労働者の働き方や、企業による雇い方の選択において、社会保障制度における取扱いによって選択を歪められたり、不公平を生じたりすることがないようにする。
- 適用拡大などを通じて働き方に中立的な制度が実現すれば、働きたい人の能力発揮の機会や企業運営に必要な労働力が確保されやすくなることが期待できる。

③社会保障の機能強化

- 適用拡大によって厚生年金の適用対象となった者は、国民年金のような未納もなく、基礎年金に加え、報酬比例給付による保障を受けられるようになり、無年金・低年金を防ぐことができる。
- 適用拡大は、どのような働き方でも共通に保障される基礎年金の水準の確保につながり、所得再分配機能の維持に資する。

2 日本年金機構における取組

短時間労働者の適用拡大

(1) 対象事業所に対する周知の徹底

○ 短時間労働者の適用拡大（以下「適用拡大」という。）の企業規模要件が500人超から100人超となることに伴い、円滑な適用拡大の実施のためには、対象事業所に対する丁寧な制度周知等が重要となることから、以下の取り組みを実施。

➤ 新たに適用拡大に該当する可能性がある45,000事業所に対して、令和3年度及び令和4年度の2年計画で制度周知を兼ねた事業所調査を実施。

調査対象	令和3年度実績	令和4年度計画
45,000事業所	21,281事業所（実施済）	約24,000事業所（実施中）

※ 適用拡大に係る適用事業所調査等に必要な人員を配置することにより体制を拡充（特定業務契約職員590人）

➤ 新たに適用拡大に該当する可能性がある事業所に対して、従業員への周知等の社内準備用に、改正内容等を周知するためのお知らせ（ダイレクト便）を令和4年3月に送付（49,497件）。

➤ 対象事業所における説明会に専門家（社会保険労務士等）を派遣する専門家活用支援事業を実施【令和3年5月～】

○ 法施行時に適用拡大に該当することが確認できた事業所及び適用拡大に該当する可能性が高いと考えられる事業所に対し、令和4年9月上旬までにお知らせを送付。

○ 令和4年10月以降毎月、適用拡大に該当した事業所に対しては「特定適用事業所該当通知書」を、適用拡大に該当する可能性が高いと考えられる事業所に対しては「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付。

2 日本年金機構における取組

(2) その他の制度周知

適用拡大の対象とならない事業所も含めて幅広く制度周知を行うため、以下の取り組みを実施。

- 算定基礎届（TA）に、改正内容に係るリーフレットを同封し、事業主に周知【令和3年6月、令和4年6月送付】
- 納入告知書に同封しているチラシ（「日本年金機構からのお知らせ」）にて改正内容を周知【令和3年4月、10月、12月、1月、令和4年4月、7月、8月、9月送付】
- 職域型年金委員に対し、「社会保険適用拡大ガイドブック」等のリーフレット送付【令和4年9月】
- 日本年金機構ホームページに制度改正専用ページを設置し、広く周知【令和4年6月】

[短時間労働者適用拡大に係る施行前の主な周知広報]

周知方法		令和3年4月～令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	
制度周知を兼ねた事業所調査・訪問		制度周知を兼ねた事業所調査・訪問による制度周知								
対象事業所に対する制度周知等	ダイレクト便の送付		送付							
	特定適用事業所該当事前のお知らせ（6カ月該当）							送付		
	特定適用事業所に関する重要なお知らせ（5カ月該当）							送付	送付	
	専門家活用支援事業	専門家活用支援事業の実施（R3.5～）								
全体に対する制度周知等	算定基礎届にリーフレット同封	6月送付				送付				
	日本年金機構からのお知らせ	4月送付	10月送付	12月送付	1月送付	送付		送付	送付	
・特定適用事業所該当通知書（6カ月該当） ・特定適用事業所に関する重要なお知らせ（5カ月該当）		※特定適用事業所に該当した事業所に対して、令和4年10月以降毎月「特定適用事業所該当通知書」を送付 ※特定適用事業所に該当する可能性が高いと考えられる事業所に対して、令和4年10月以降毎月「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」を送付								

2 日本年金機構における取組

適用事業所の範囲の見直し（土業の適用業種追加）

- 厚生労働省年金局において、土業団体を通じて、団体の会員に対してリーフレット等により改正内容や必要となる手続きを周知するとともに、日本年金機構ホームページに土業に係るページを設置し周知【令和3年9月～】
- 労働保険適用事業所情報と厚生年金保険適用事業所情報の不一致情報に基づき、適用対象となる可能性がある事業所に対し、制度周知用リーフレット及び雇用人数確認のアンケートを送付。

適用除外要件の見直し

- 算定基礎届（TA）に、改正内容に係るリーフレットを同封し、事業主に周知【令和4年6月送付】
- 納入告知書に同封しているチラシ（「日本年金機構からのお知らせ」）にて改正内容を周知【令和4年7月、9月】
- 日本年金機構ホームページに制度改正専用ページを設置し、広く周知【令和4年6月】